

## JAポイントサービス会員(あぐりカード)規約

JAポイントサービス(あぐりカード)規約(以下、「あぐりポイントサービス」といいます。)は利用者(以下、「あぐりポイント会員」といいます。)と筑紫農業協同組合(以下、「当JA」といいます。)との間で、当JAがポイント会員の利用内容や取引内容に応じて、ポイント付与及び優遇特典を当JA所定の基準に応じて提供するJAポイントサービスに関する取扱いを定めたものです。

### 第1条 会員資格

会員は当JA組合員を除く、利用者(個人)と致します。

### 第2条 会員番号

あぐりポイントサービスでは、別途に定めるIDを会員番号とします。

### 第3条 ポイントサービス負担金

JAポイントサービスの入会金・会費などポイントサービスを受けるための費用は原則無料となります。

### 第4条 会員特典

- (1)当JAが指定する購買店舗・ゆめ畑等でのご利用状況に応じてポイントが付与されます。なお、対象となる取引の詳細は当JAが別に定める「あぐりカード付与基準一覧表」をご覧ください。
- (2)会員特典はご本人のみご利用いただけます。
- (3)累計ポイントは最寄りの金融店舗または購買店舗(ゆめ畑)で確認することができます。
- (4)ご利用される事業によっては、カードの提示がない場合、会員特典が受けられないことがあります。
- (5)当JA所定の会員特典の内容は、当JAが任意に変更できるものとし、それらの変更は当JA所定のホームページ掲載、店頭掲示、郵送等による通知、いずれかの方法により告知いたします。
- (6)当JAは、あぐりポイント会員の利用内容や取引内容をJA所定のポイント付与基準、換算周期でポイントに換算し、付与します。
- (7)ポイントは、当JA所定の方法により当JA所定のポイント還元にご利用することができます。  
ただし、当JA所定の条件を満たしていない場合にはポイントの利用はできません。
- (8)ポイントの付与は、あぐりポイント会員登録以降の取引が対象となります。
- (9)ポイントの有効期限は、ポイントが付与された日の属する年を1年目とし、3年目の基準日(3月31日)をもって失効となります。(基準日を超えることで、1事業年度超過として換算します。)
- (10)ポイント付与の対象となる取引について、取り消し・解約・返品等された場合には、原則としてその金額に見合うポイントは次回付与計算時に減算させていただきます。

### 第5条 個人情報の交換利用・提供について

あぐりポイント会員は、以下について同意が必要です。

1. JAとポイントシステムにかかる下記の委託先が、ポイント会員の下記個人情報を保護措置を講じた上で相互に提供し、下記の目的で利用すること。

#### 【委託先】

委託先名称：JAグループ各団体(各都道府県農業協同組合中央会、各都道府県農業協同組合連合会、全国農業協同組合中央会、各全国農業協同組合連合会)(JAグループ代表組織：全国農業協同組合中央会)  
住所：東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル(JAグループ代表組織所在地)

#### 【目的】

- ①当JAが委託先と連携して行うあぐりポイントサービスの運営や研究、開発
- ②当JAが取扱う経済・信用・共済等の各事業・付随するその他の商品・サービスに関するご提案やご

案内、およびこれらの研究や開発

③当 JA が発行するポイントカードの発行業務およびその発行可否の判断

④上記②、記載の商品やサービス等の提供に際して、当 JA が行う判断、各種リスクの把握および管理  
【情報範囲】

めぐりポイント会員の氏名、生年月日、住所、電話番号・メールアドレス等の連絡先等に関する情報、  
利用商品やサービスの種類・契約日・取引金額・期日等の利用・取引に関する情報、金融機関番号・支  
店番号・口座番号等の管理番号のうち、当 JA および委託先各社がそれぞれに保有する情報

2. 当 JA は、法令、裁判手続その他の法的手続、または監督官庁により、ポイント会員の情報の提出  
を求められた場合は、その要求に従うことができるものとします。

3. 当 JA は、本規約にもとづく総合ポイント制度の業務を上記以外の第三者に委託する場合には、当  
該業務委託先に業務遂行に必要な範囲で、個人情報の取扱いを委託いたします。

#### 第 6 条 届出事項の変更等

(1)住所・氏名・電話番号等の届出事項に変更がございましたら、すみやかに最寄りの JA 各店舗へお届け  
下さい。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当 JA は一切の責任を負いません。

(2)届出のあった住所あてに当 JA が通知または送付書類を発送した場合に、延着または到着しなかつた  
ときでも通常到達するべき時に到達したものとみなし、それにより生じた損害については、当 JA は一切  
の責任を負いません。ただし、前項の住所等の変更を行わなかったことについて、止むを得ない事情が  
あり会員がこれを証明したときは、この限りではないものとします。

#### 第 7 条 退会等

(1)めぐりポイント会員は自己の都合によりいつでも退会することができます。めぐりポイント会員による  
退会は、当 JA 所定の書面を提出することによります。また、退会によりポイントは失効します。

(2)前項の規定にかかわらず当 JA が必要と認める場合にはポイント会員は即時に退会できない場合があ  
ります。解約によって生じた損害については、当 JA は一切の責任を負いません。

(3)めぐりポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当 JA はポイント会員に通知することな  
くポイント会員の退会処理または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止すること  
ができます。退会によって生じた損害については、当 JA は一切の責任を負いません。

①めぐりポイント会員が当 JA に対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合など、当 JA が本  
契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合

②めぐりポイント会員が本規約や当 JA との他の取引約定に違反した場合など、当 JA が本契約の解約  
を必要とする相当の事由が生じた場合

③住所変更の届出を怠るなど、めぐりポイント会員の責めに帰すべき事由によって当 JA においてめぐ  
りめぐりポイント会員の所在が不明となった場合

④めぐりポイント会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があった場合

⑤めぐりポイント会員が反社会的勢力に該当することが判明した場合

(4)めぐりポイント会員が亡くなられた時には、めぐりポイント会員としての資格を自動的に失いますので、  
めぐりポイント会員の解約となり、ポイントは自動的に失効となります。

(5)本契約は、ポイント会員一人につき、一契約とします。万一、二契約なされた場合、当 JA はその二契  
約のうち任意の一契約を解約できるものとします。

(6)カード利用最終年度から 5 年間利用がない場合、基準日(3 月 31 日)をもってこのカードはご利用でき  
なくなります。

#### 第 8 条 カードの紛失・盗難・破損による再発行

カードを紛失・盗難・破損された場合は、すみやかに当 JA 取引店舗へお届けのうえ、再発行の手続

きを行ってください。なお、再発行に係る手数料については、当JA所定の手数料をいただくこととなります。

#### 第9条 カードの譲渡・貸与の禁止について

本カードは契約者本人である証明書をかねていますので、他人に譲渡・貸与等をする事は出来ません。

#### 第10条 免責事項

- (1) 災害・事変等当JAの責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、会員特典およびポイントの取扱いが遅延したり不能となった場合、それにより生じた損害について当JAは一切の責任を負いません。
- (2) 前(1)において当JAの責めに帰すべき事由がある場合、当JAの予見可能性の有無にかかわらず、当JAは一切の責任を負いません。ただし当JAに故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。
- (3) あぐりポイント会員が希望する会員特典及びポイントを当JAが提供できない場合、当JAおよび当JAの提携先はそれに対し如何なる責任も負わないものとします。
- (4) 会員特典およびポイントに関して、あぐりポイント会員の有する苦情およびあぐりポイント会員の被った被害（例えばあぐりポイントサービスによる特典であろうと提携先による特典であろうとを問わず、あぐりポイント会員が受ける優遇特典およびポイントが不適切であったことに関して、会員の有する苦情や被った被害）に対し、当JAおよび当JAの提携先は如何なる責任も負わないものとします。

#### 第11条 サービス内容の改廃および規約の変更

- (1) あぐりポイントサービスの内容は当JAの事情で変更することがあります。
- (2) あぐりポイントサービス会員規約は、当JAの事情で変更することがあります。規約の変更日以降は変更後の規約に従うものとし、この変更によって生じた損害について当JAは一切の責任を負いません。
- (3) 前各項の改廃および変更については、JA所定のホームページ掲載、店頭ポスター掲示、郵送等による通知、いずれかの方法により告知いたします。

#### 第12条 準拠法・管轄

本契約および本契約に基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

(令和2年4月1日現在)